

# 税務・財務情報 第1910号

## 老後 2,000 万円不足問題にみる資産形成

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につきまして、何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！お考えいただき、お分かりにくい点につきまして、弊社の担当者がお伺いした場合には、一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘正人

### 株式会社トータル財務プラン



税理士法人トータル財務プラン

行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL: 078-221-7711 / FAX: 078-221-7717

<https://www.topp.co.jp>

e-mail [info@topp.co.jp](mailto:info@topp.co.jp)

# 老後 2,000 万円不足問題にみる資産形成

## 1 はじめに

先日、ニュースで大きく報じられた『老後 2,000 万円不足問題』ですが、みなさんはこの報道を見てどのように感じましたでしょうか。2,000 万円という金額はあくまで平均の不足額から導き出したものであり、1 つのモデルケースにすぎないのですが、将来に不安を感じた方も多くいらっしゃるのではないのでしょうか。そこで今回は資産形成をテーマに税制面で有利とされる制度を3つご紹介したいと思います。

## 2 制度紹介

### 1. つみたて NISA

#### (1) 概要

NISA とは、非課税投資枠が設定され、株式、投資信託等の配当・譲渡益等が非課税対象となる制度です。つみたて NISA とは、特に少額からの長期・積立・分散投資を支援するための制度です。

#### (2) メリット

NISA には、通常の NISA やジュニア NISA などがありますが、老後の資産形成の側面からみますと、つみたて NISA が最適になるかと思われます。税制面でのメリットとしては、20 年間の運用益が非課税になることです。通常、株式や投資信託の運用益には 20.315% の税金が掛かりますが、運用益が非課税になることにより、分配金再投資型の商品であれば、複利効果を最大限に享受することもできます。

掛金は年間で最大 40 万円、投資可能期間が現状 2037 年迄ですので、今年から運用される方は 19 年間×40 万円 で最大 760 万円を運用することが可能です。

なお、つみたて NISA で運用される商品に関しては、金融庁が定めた審査をクリアしたものに限定されていますので、不当に手数料がかかるような心配はありません。

#### (3) デメリット

つみたて NISA の主要な対象商品として、投資信託が選定されることが多数ですが、運用益（値上がり）を出すこともあれば反対に損失を被ることもあります。しかもその損失について他の株式の売却益や配当金との損益通算が不可となる点も要注意です。

## 2. 個人型確定拠出年金 (iDeCo)

### (1) 概要

iDeCo とは、確定拠出年金法に基づいて実施されている私的年金の制度です。制度への加入は任意で、ご自分で申し込み、ご自分で掛金を拠出し、自らが運用方法を選び、掛金とその運用益との合計額をもとに給付を受けることができます。

### (2) メリット

まず iDeCo の税制面でのメリットですが、つみたて NISA と同じく運用益が非課税になることが挙げられます。また、つみたて NISA では運用できる対象商品が投資信託など一定の商品に限られていますが、iDeCo については定期預金などの元本保証タイプの商品を選ぶことができるため、損失のリスクを軽減することが可能になります。

そしてつみたて NISA と大きく異なるのが、掛金が全額『所得控除』として計上ができるため、所得税・住民税の節税につなげることができ、高額所得者ほど、税制優遇の恩恵を受けることができる点です。

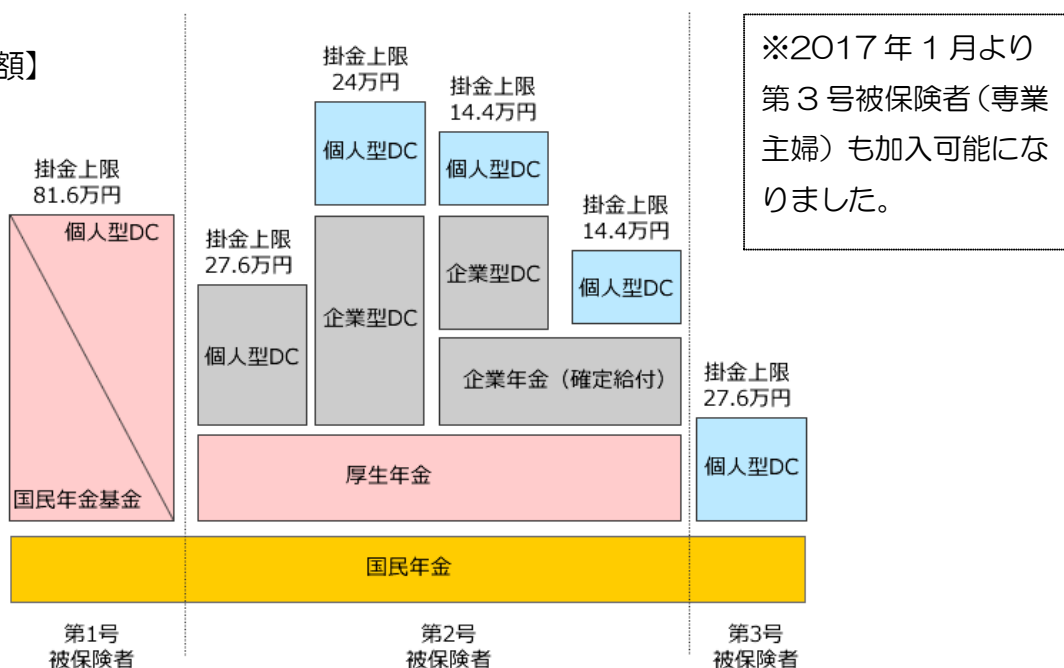
現状において 20 歳から 59 歳までの公的年金加入者が加入することができますので、若ければ若いほど長期運用が可能となります。掛金の上限は年金の加入状況によって異なり、図のようになります。

### (3) デメリット

iDeCo のデメリットとして挙げられるのが、原則 60 歳まで掛金の引き出しが不可であることです。ですから掛金拠出については計画的に行うことが重要になります。

また掛金が『所得控除』になるとご紹介しましたが、60 歳以降の受け取り時には所得税・住民税が課税されることとなります。ただし一時金として拠出金を受け取り、『退職所得』として税金を計算すれば、納税額を抑えることができます。(年金として受取ったときは公的年金等の雑所得として取り扱われます)

#### 【拠出限度額】



### 3. 小規模企業共済制度

#### (1)概要

小規模企業共済制度とは、小規模企業の経営者や役員、個人事業主などのための、積み立てによる退職金制度です。

#### (2)メリット

制度としては古くから存在しているため、既に参加されている方もおられると思います。メリットとしては iDeCo と同じく掛金が全額『所得控除』として計上ができることです。掛金の上限は、月額7万円（年間84万円）です。

#### (3)デメリット

小規模企業共済は中途解約をすることも可能ですが、掛金納付月数が240ヵ月（20年）未満の場合は元本割れになりますので注意が必要です。

また廃業時や法人の役員退任時に受け取る共済金に所得税・住民税が課税されるのは iDeCo と同じですが、受け取り方法を一時金にして『退職所得』として納税額を抑えることも同様に可能となります。

その他、掛金の運用先を自分で選択することができないことや、加入対象者も iDeCo より範囲が狭く、常時使用する従業員の数が一定数以下の個人事業主や会社の役員などに限られている点もデメリットになります。

## 3 まとめ

3つの制度を表形式にまとめてみました。

	対象者	掛金の上限	税制面メリット
つみたてNISA	日本在住で20歳以上の人	年額40万円	・運用益非課税
iDeCo	20歳から59歳までの公的年金に加入している人	年額81.6万円 (年金加入状況によって異なる)	・運用益非課税 ・掛金全額が所得控除の対象
小規模企業共済	一部の個人事業主や会社の役員など	年額84万円	・掛金全額が所得控除の対象

## 4 最後に

今回は、それぞれの制度について税制面からのメリット・デメリットに注目して取り上げてみました。『老後2,000万円不足問題』で知らずも老後のあり方を考えさせられることになりましたが、長期の資産形成において税制面の優遇を活用することは不可欠であり、知っているのと知らないのでは、将来の受け取り時に大きな差が生じてしまうことになります。

また、iDeCo や小規模企業共済制度は年末調整や確定申告を通じて所得控除が可能となりますので、会計事務所に確定申告を依頼されている方は忘れずに担当者にお伝えください。